

民事裁判と弁護士業務のIT化

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

3月22日、当会会館において、IT委員会の主催により、報告会「民事裁判のIT化（横浜地裁での模擬裁判）」及び研修会「弁護士業務とITと最新のネット広告の傾向と対策」が開催された。

e法廷のデモ画面を解説する村松剛会員

現在進められている民事裁判のIT化は、具体的に、(1)訴状等の書面や証拠をオンラインで提出することを意味するe提出(e-Filing)、(2)オンラインで訴訟記録を確認したり、期日を管理したりするe事件管理(e-Cases Management)、(3)オンライン上で期日を開催するe法廷(e-Court)と、この3つの内容から構成される。

そして、内閣官房が設置した検討会において昨年3月に公表された取りまとめによれば、上記3つの内容を3つの行程(フェーズ)に分けて漸次実現していくこととされている。

まず、フェーズ1は、現行法下で、IT機器の整備で実現可能な手続を実現する段階である。具体的には、e法廷を先行させ、今年度中に特定庁での試行等を行い、効果的効率的な争点整理の試行を開始して拡大定着を図っていく。

次に、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現可能となる段階である。具体的には、e法廷のうち弁論や争点整理等の運用に関する部分について、2022年度頃から開始することを目指して、今年度中の法制審議会への諮問を視野に入れるとされている。

さらに、フェーズ3は、関係法令の改正とともに、システム構築や本人訴訟のサポート等の環境整備が必要となる段階を指す。具体的には、e提出やe事件管理についての部分で、今年度中に法制審議会への諮問を視野に入れ、速やかに検討・準備を進める。法務省には、司法府の自律的判断を最大限尊重し、その環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、フェーズ3の実現に向けたスケジュールについて、今年度中に検討を行うことが望まれるとされている。

上記取りまとめを前提とすると、フェーズ1として、今年度中に特定庁での試行が実際に行われることになっており、これを見据え、昨年度後半から、横浜地方裁判所を含め全国各地でe法廷について模擬裁判が行われるに至っている。

2019年度 関東弁護士会連合会 第1回地区別懇談会のお知らせ

日時 2019年7月2日(火) 13時
場所 ホテル テラス ザ ガーデン水戸

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

『すべての性の平等に関する部会』 「両性」から「すべての性」へ

人権擁護委員会「両性の平等に関する部会」は、これまで男女の平等に係わる諸問題の改善に向けた諸活動を行ってきた。

この度、当部会では、性的マイノリティ(LGBT)の権利に関する問題についても新たに取組むことを決めた。

性的マイノリティに関する代表的な裁判としては、「府中青年の家事件」(憲法判例百選I「第6版」66頁)がある。同事件は、1997年に東京高裁で原告が全面的に勝訴をして、また、海外に目を向ければ、同

性婚を認める国が増えており、米国でも、2015年、最高裁が同性婚を認める判断を下した。

日本国内でも同性間パートナーを証明する条例を模索する自治体が散見されるようになり、県内でも横須賀市・小田原市を始めとする自治体でそのような取組がなされている。

しかしながら、日本国内での性的マイノリティに関する法整備の状況はいまだに十分とはいえず、性的マイノリティに対する社会的偏見は解消されたとはいえない。人権擁護システムは未開発のままである。

当部会では、性的マイノリティの権利に関する問題にも取り組むため、対象を「両性」から「すべての性」に改め、本年度から部会名を「すべての性の平等に関する部会」に変更した。

そして、当部会では、性的マイノリティの権利に関する活動として、啓蒙活動、講演、会員研修や電話相談会を行っていくことを予定している。

具体的には、まず、8月1日に当会会館にて、性的マイノリティを支援するNPO法人や当事者等を招き、会員研修会を実施する予定である。この研修を通じて、多数の会員に性的マイノリティの権利に関する正確な知識を身に着けてもらいたい。

また、10月頃、性的マイノリティの権利擁護のための電話相談会を開催する予定である。

これまで、性的マイノリティの権利擁護のための活動に熱心に取り組んできた会員も新たに当部会に加わり、一緒に活動できるようにしたい。

は、当部会としても嬉しい限りである。

従前から取り組んできた男女の平等に関する諸問題はもちろん、「すべての性の平等」に関する活動は、奮って当部会に参加していただきたい。

(部会長 野口 杏子)

決意を新たにする部会のメンバー (中央が筆者)

決意を新たにする部会のメンバー (中央が筆者)

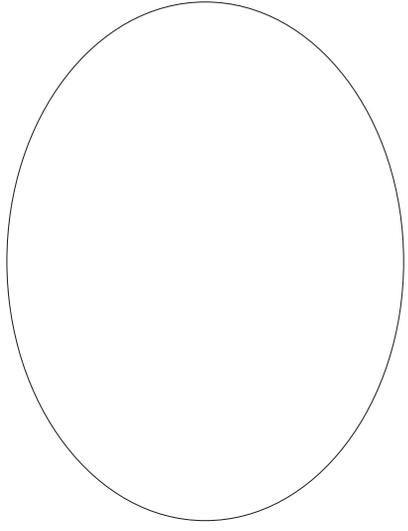
山ゆり

一生に一度あるかないかの公式の10連休。無駄に長いな、と思わなくもなかったけれど、この長期休日を有効活用して、4月下旬に事務所を移転した▼いろいろな難儀なことがあったが、一番苦労したのが、記録や不要となった書類の処分だ。シユレッターが最も安上がりなのだが、手間がかかると、マシーンも酷使に悲鳴を上げており(連続で操作していると、文字通り異音を醸し出して、酷使をアピールしてくる)、限界がある▼そこで、初めて溶解サービスという機密書類の処分を依頼することにした。料金は一箱いくらで、処分後の後払い。紙ごみを業者から渡された所定の段ボールにひたすら詰め込めば、あとは封印して回収・処理してくれる。ちよっとお高い気もするけれど、とてもお手軽なサービスである。一箱でかなりの書類が処分できるし、何より、シユレッター処理になじまない雑誌等の書籍系も入れるだけでいいので便利この上ない(雑誌や書籍のシユレッターは破るところから大変だし)▼筆者は、紙という記録媒体を大いに残すべしという意見を持つていて、ペーパーレス化の波には抵抗したいところなのだけれど、今回ばかりは、ペーパーレスの重要性も認識させられたわけである。

(高橋 健二)

ダイトク次長の

ニチベンの日 常



早いもので、日弁連事務次長に就任してから1年が過ぎようとしています。この4月には新しく

15名の副会長が就任し、執行部の顔ぶれも大きく変わった(竹森前副会長、お疲れさまでした)。1年間を通じて、ようやく日弁連の活動が体感できてきたように思う。当会の副会長を務めた際は、任期が1年だったこともあり、あつという間に次期執行部へ引き継いだ印象だった。会務の充実と継続性の観点から

は、事務次長の任期が複数年であることの意味は大きいと感じる(その分、次長個人の負担も大きくなるのであるが)。これまで担当した業務で印象に残るのは、予算の編成である。打合せを重ねながら原案を練り上げていく作業は、大変に興味深かった。会員の皆さまには、ぜひ一度、総会資料の収支計算書にお目通しいただきたい。全国の会員が支払った会費の総額がいくらずい、それがどのように使われているか、特に若手の会員に関心を持ってもらいたいと考えている。

現在進行中の大きな業務は、法曹養成制度改革への対応である。本稿執筆時点では、法科大学院在学中の司法試験受験を認める司法試験法等の改正案が国会で審議されている。

この動きに対し、日弁連は、昨年10月の理事会で承認された「法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度変更」に関する基本的確認事項」を基本方針として対処している。担当次長の私としては、法改正が日弁連の基本方針に沿った形でなされるよう、会内での討議を重ね、関係機関との協

議に携わっているが、情勢の変化が早い上にダイナミックなため、毎日が嵐の大海で揺られる小舟の心持ちである。

とはいえ、普段の弁護士業務では体験できない活動であり、刺激には事欠かない。この経験を通じて自分の視野が広がるといういな、と期待している。

就任以来、次長のメンバーも順次入れ替わり、私も古参の立場へ近づいていく。この1年の経験を活かし、令和元年度の菊地執行部をしっかり支えていきたい。

(会員 武内 大徳)

改正刑訴法全国一斉基礎研修 第三弾 取調べの可視化と通信傍受法改正

4月9日、当会会館において、標記の研修会が実施された。本研修会は、改正刑事訴訟法の順次施行に合わせて過去2回実施されており、本年度分の

の施行の目前の時期の「第三弾」である。今回の研修では、小坂井久弁護士(大阪弁護士会)、及び当会の飛田桂会員を講師に迎え、本年6月1日施行の、取調べの録音・録画制度(取調べの可視化)及び通信傍受法改正について講義がなされた。前半は、法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」幹事を務めた小坂井弁護士による、取調べの可視化を巡る問題状況と新制度の内容についての講義であった。冒頭では、刑訴法改正の歴史的背景が述べられるとともに、今般の改正刑訴法を「平成刑訴」と位置づけ、その理念を弁護士全体で「生かす」ことの重要性が説かれた。

講師の飛田桂会員と小坂井久弁護士

また、取調べの録音・録画制度については、立法過程に携わった立場から深みのある解説がなされた。簡潔に紹介すると、改正刑訴法第301条の2は、録音・録画義務を定めた第4項から読み始め、その後、第1項、第2項と読み進めていくのが理解しやすく本質にも適うとのことであった。新規定は、捜査法ではなく証拠法の位置に配置されているが、実質的には捜査規範の重要な改正であり、捜査実務への影響も大きい。小坂井弁護士からは、このような条文構造及び配置となった背景についての裏話も披露された。

後半は、飛田会員による講義であった。「原則黙秘」という言葉の意味するところや、その実践例、解除の判断について、具体例を挙げながら可視化時代の弁護実践の解説がなされた。黙秘を貫くことが被疑者にとって容易ではない中で、取調べ中のタスク(例えば取調べの質問を記憶し弁護人

2018年度横浜国立大学共催研修会 第3回

子をめぐる問題—面会交流を中心に—

3月22日、当会会館において、横浜国立大学との共催で標記の研修会が行われた。横浜国立大学の常岡史子教授を講師に迎え、我々の業務にも直結する重要なテーマについて講義が行われた。

常岡教授からは、面会交流制度の現状と課題について説明がなされた。その後、いわゆる「松戸ケース」を始めとして、両親の間の葛藤が強いケース(高葛藤事案)、第三者機関の利用による面会を認めたケース、否定したケース、面会交流と間接強制などの解説がなされた。

講義では、最高裁判決が出ている問題についても、その後の動向も含めて、具体的事例と裁判例のポイントについて分かりやすい解説がなされた。さらに、日本の問題にとどまらず、アメリカでの最近の取組について、近時は、DVではなくIPV(Intimate Partner Violence)というより広い概念になっていくことや、ゲートキーピングなど、興味深い現状が紹介された。

最後に、ハーグ条約に関する子の引渡しの問題についても、具体的事例を交えた説明があった。裁判所が引渡しを命じても、実際に引渡しがないままではなかなかハドルが高いが、民事執行法の改正によって要件が緩和される可能性があることなどについて、分かりやすい解説があった。

常岡教授からは、講義後の参加者からの質問にも、自身の調停委員としての経験なども交えた丁寧な回答があり、大変意義深い研修会となった。

(会員 渡邊 拓)

支部総会・支部旅行

最幸の支部 かわさき

県西支部

川崎支部



4月12日に県西支部の定期総会が開かれた。これまでの支部総会は、小田原か箱根で行われることが通例であったが、支部会員が管内に広く事務所を構えるようになったことから、本年度は場所を変え、平塚で開催する運びとなった。

参加する会員が減るのではないかとの不安もあったが、蓋を開けてみれば、全支部会員の半数を超える69名が出席し、過去最大規模の定期総会・懇親会が執り行われた。今後の支部総会も、支部管内18市町村制覇(?!?)を目標に、様々な場所で開催していきたい。

定期総会での報告事項も年々ボリュームが増しており、特に支部委員会の活動報告は、ホームページ

5月8日現在、川崎支部の会員数は226名である。これは、関弁連管内でいうと、栃木県弁護士会の会員数に匹敵する。もはや単位レベルの会員数を擁する。それが川崎支部である。

川崎支部の最大の特徴を挙げると、大規模支部の割に、仲が良いことであろうか。支部行事があると、3分の1程度の会員が参加してくれる。特に、新入会員歓迎会は、新人が入る事務所も入らない事

1シ運営から地引網イベントまで多岐にわたっている。

近年の支部活動の拡大・充実化には、会員数が現在の数分の1であった時代を知るベテラン会員からも称賛の声が上がっていた。

そのような活動の一つとして、県西支部では毎年旅行を企画しており、昨年11月には長野県の下田、松本を訪問した。

務所も大勢がかけつけ、全力で新人の入会を歓迎する。支部総会の定足数は、総会員の数の5分の1であるが、動員をかけることも、不足したことはない。支部総会に参加するのは当たり前という意識が涵養されているのである。

また、川崎支部行事の目玉は、支部旅行であるが、宿泊を伴うにもかかわらず、毎年50名程度の会員が参加してくれる。当口は飲めや歌えやの大騒ぎ。本当に楽しい時間である。

筆者は、本年4月に支部長に就任し、支部の求心力を更に高めることを

定期総会後の懇親会

初日は国宝松本城を見学し、城郭に造詣の深い某会員による自作パンフレットや地元ガイド顔負けの解説のおかげで、小田原城との違いを詳細に学ぶことができた。二日目は旧松本区裁判所庁舎を訪問し、全国でも数少ない明治期の和風裁判所建築をくまなく散策した。法衣を着て明治憲法下の刑事裁判(被告人の立場がいかに弱そうな朗読劇)を体験

公約の一つとした。川崎支部会員にもっと川崎支部のことを好きにならなければならない。支部会員一人ひとりの居場所となるような支部作りを目指している。

川崎支部には現在、5つの委員会が存在し、それぞれが活発な活動を行っている。積極的な活動を行うための地盤は整った。今こそ、我が川崎支部のマンパワーと団結力を発揮すべきときである。

当支部は、楽しくも、社会に貢献できる、そんな支部でありたいと思っている。

(会員 坂本 正之)

就活生に対する性的暴行や強制わいせつで大手企業の社員が逮捕される事例が相次いだ。面談を希望する就活生と事前に登録したOB・OGとをマッチングするアプリが悪用されたケースもあった。

アプリの運営会社は、所属企業が指定した社員以外は新規登録ができないようにした。マッチングアプリの利用を禁止する企業も出てきた。企業も大学も知らない所で、社員と学生をつなぐアプリは就活生へのセクハラの温床にもなり得る。大学側はさぞ警戒しているだろうと思いきや

宝塚歌劇団には、各組の顔として常にセンターで大きな羽根を背負う「トップスター」のほかにも、もう一人「代表者」がいるのをご存知だろうか

宝塚歌劇団には、各組の中で最も年次が上の団員(が就任する「組長」)がある。

組長は、初日・千秋楽大限に尽くし、自分の言葉で思いを語る挨拶は、

就活セクハラ事件に思う

こちら記者クラブ

「アプリが使えなくなると困る」。北陸地方のある大学を取材すると、こんな声が聞かれた。この大学では、卒業生にOB訪問アプリに積極的に登録するよう呼び掛けている。

数か所も少ない。少しでもOB訪問の機会を増やすために登録してもらっている。

(日本経済新聞社社会部 葛輪 星使)

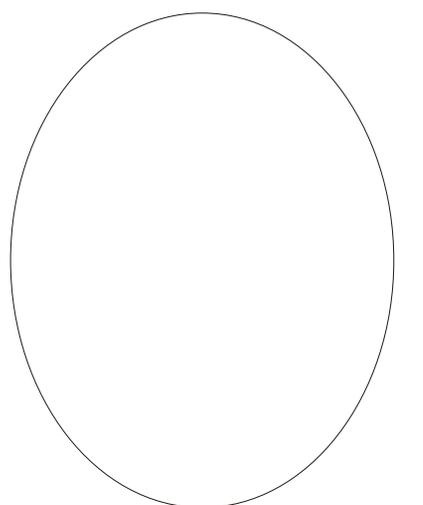
就職情報大手のディスコ(東京都文京区)が3月に実施した調査によると、OB・OG訪問を経験した学生は21%と前年比で5ポイント増。訪問先を探す手段は、マッチングサービスが36%(前年比17ポイント増)で最多だった。就活では主要都市と地方の学生の格差が指摘される。学生の安全を担保しつつ、格差を埋める策はないか、取材を進めたい。

理事者室

だよ

「挨拶」修行の日々

副会長 須山 園子



や、貸切公演の最初等に、組を代表して「挨拶」を行う。特に千秋楽公演の挨拶は、無事に長い公演期間を終えることができたとお礼に始まり、その後の組の活動予定、退団者の紹介など、ボリュームがあり時間も長い。

多くの組長は、正確に伝えなければならぬ退団者関連の部分を除き、それらの挨拶を台本等見ることなくこなす。時にユーモアを交えながらも観客や関係者への礼を最大限に尽くし、自分の言葉で思いを語る挨拶は、

この組の組長も素晴らしい、公演の最後をびしりと締めくくるものとして楽しみにしている。

さて、私は4月から当会の「筆頭副会長」(入会年次が一番古い副会長)を務めており、懇親会の司会や中締め挨拶、会長の代理で来賓としての挨拶をすることが多くなった。(当たり前だが)宝塚各組の組長さんのように、とはいえず、いつも赤っ恥をかいている状態なのが悲しいが、せっかくなので、私にも「自分の言葉で」思いを「正しく・楽しく」伝えることができるように、日々精進したいと思う。

そうやって1回1回でなっていくうちに、「あれ、もう終わり?」という日が来ることを心待ちにして。

灼熱の熱戦

アジア法曹サッカー大会



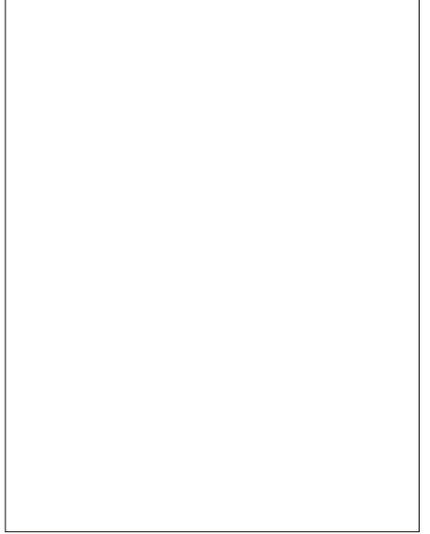
平成最後の対外試合
4月20日、名古屋、神
戸との三港対抗戦が名古
屋にて行われ、その神戸
戦において、当会野球部
(マリナーズ)で長年エー
スとしてチームを牽引す
る畑中隆爾投手が、4回
1失点と好投し、空前絶
後の対外試合通算100
勝目を挙げた。まずは試
合を振り返りたい。

みんなで胸上げ

1 一回表の神戸の攻撃、畑中はいきなり先頭打者にヒットを許すも、捕手黒江卓郎が盗塁を刺し、無失点の立ち上がり。
その裏、先頭の辻居弘平がエラーで出塁すると、すかさず盗塁し、続く

モンゴルチームとの記念撮影

4月18日から21日にかけて、タイ・バンコクにて、アジア法曹サッカー大会が開催された。アジア10か国から、計26チームが参加した。
大会の予選リーグの相手は、大成(中国)、マレーシア及びモンゴル。前回大会に引き続きマレーシア、モンゴルとは同組となった。
初戦は大成。一進一退の攻防が続いていたが、PKを与えてしまい、これを決められて先制を許す。後半にも1点を失い、0-2での悔しい敗戦となった。
第2戦の相手はマレーシア。前回大会では大勝しているだけに何としても勝ちたい試合であったが、一瞬の守備の乱れを



力投する畑中投手

く頼れるベテラン西村誠のライト前に落ちる絶妙なタイムリーヒットで幸先よく先制する。その後相手のエラーも絡み、この回2点を奪う。
2 一回表の畑中は、相手に連打を許し1点を返されるも、後続を打ち取り1失点で切り抜ける。そこから両チーム得点を奪えず迎えた4 一回表、

突かれ、前半のうちに先制を許す。当会は同点を目指し攻撃を続けるが、カウンターから追加点を許し万事休す。0-2の敗戦。
第3戦の相手はモンゴル。前半に金島悠太、荻野貴史が得点。後半も鈴木心が得点を決めると、金島は2点を追加しハットトリックを達成。守備陣も相手を守封じ、5-0で勝利した。
順位決定トーナメント初戦はスリランカ。前半早々に金島が決めて先制。守備陣のミスから一時同点に追いつかれるも、再び金島が決め、リードして前半を折り返す。後半も佐伯昭彦が追加点を決め、金島が2試合連続のハットトリック

(会員 福下 博詞)

に上がり、試合は最終回へ。
ところが大事な試合、簡単には終わらない。ヒットとエラーが絡み内野ゴロの間に1点を失うと、なおも1死3塁。一打同点のピンチを迎えたが、森と急遽キャッチャーに回った石原大悟が気迫でキャッチャーフライに打ち取り、100勝までついにあとアウト一つとなる。

皆が祈りを捧げる中、森が最後の打者を何とか抑え、3対2で記念すべき畑中の100勝が達成された！
畑中は左肩を負傷しており、万全の状態ではない中でもさすがの投球を見せ、後を託された投手陣の踏ん張りや、おなじみ野手陣のわずかな援護など、マリナーズらしい全員野球での勝利となった。

試合後には、対戦相手の神戸チームからの「フレイ！フレイ！畑中」というエールの中、チームメイトが畑中を胸上げし、大会は幕を閉じた名古屋との試合は白熱の投手戦の末、0対1と惜しくも敗戦。
少ない試合数の中、100もの勝ち星を積み上げるのは容易なことではなく、日頃の節制と野球に対する真摯な取組の賜

物に他ならない。我々若手部員もこの姿勢を見習わなくてはならないと気持ちを新たにしたい。
シーズンはまだ始まったばかりだが、昨年の大分大会での悔しい敗戦から、2期目を迎える長谷山尚城監督のもと、チームの士気は既に十分高まっている。今年こそは優勝を果たし、大記録達成に花を添えたい。
(会員 松永 直之)

中小企業の海外事業展開に関する研修会

4月16日、金山卓晴弁護士(第一東京弁護士会)を講師に迎え、日弁連との共催で、当会会館にて標記の研修会が開催された。企業のグローバルな活動が推進される中で、海外展開の相談に対応で

海外展開支援に必要な研修は、日弁連のeラーニングに様々なプログラムが登録されているが、講義形式であり、OJTにて研鑽を積む機会が限られている。そんな現状を打破すべく、本研修会では、金山弁護士から英文契約に関する概論について基調講演がなされた後、「秘密保持契約」と「販売代理店契約」の実際の英文契約書を題材とした実践的研修が行われた。
参加者は、事前配布された契約書を予習し、設問に答え、それを研修会当日にグループワークで共有し、全体で発表した。準拠法や裁判管轄など、英文契約特有の条文を確認したほか、当事者の確定や商品の引渡・支払方法の設定などグローバルな取引で特に問題になる条項を具体的に検討したが、これらは日本語の契約書にも共通する価値観があり、実践を通じて

基調講演をする金山弁護士

て、英文契約が我々の日常業務の延長線上にあることが再確認された。
英文契約に関する実践的な研修の機会は少ないのが現状であるが、弁護士業務改革委員会としては、今後も、実践的な研修会を開催していく予定である。
(会員 野澤 哲也)

編集後記
明治・大正・昭和・平成のM・T・S・H以外から始まる言葉ということで元号の予想をしていましたが、全くかすりもありませんでした。
まだ、うっかり、「平成31年」と記載された書面を作成してしまうことがあり、「令和」が板についていません。
デスク 早川 和孝
記者 田淵 大輔
高橋 健二
安達 慎司
中島 慶子
波田野警子
西 雄一郎